委託仕様書

第１章　総則

第１条　適用範囲

１．本委託仕様書は、箕面市が発注する特殊街路整備に伴う下水道復旧詳細設計業務委託（以下「業務」という。）に適用する。本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、大阪府土木設計業務等共通仕様書による。

２．設計書（質問回答書を含む。）、仕様書、契約書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第２条　設計図書の支給及び点検

１．各種基準書、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

２．受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告しその指示を受けなければならない。

３．監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を支給するものとする。

４．受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

５．受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

６．受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第３条　用語の定義

本委託仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「発注者」とは、箕面市長をいう。

（２）「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

（３）「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第９条に規定する者である。

（４）「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第１０条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。また、管理技術者は、業務等の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)等の業務内容に応じた資格保有者であり、直接雇用関係を有した日本語に堪能な者でなければならない。

（５）「照査技術者」とは、業務の節目ごとにその成果の照査確認を行い、照査結果を照査報

告書としてとりまとめ、署名のうえ管理技術者に提出する者で、契約書第１１条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。照査技術者の資格要件は、管理技術者に準じる。照査技術者は、照査以外の本設計作業に従事するものが兼務してはならない。

（６）「担当技術者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。

（７）「業務従事者」とは、受注者が本業務を専任的に処理するために使用する者をいう。

（８）「権利者」とは、本業務の対象となる区域に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

（９）「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって再委託する者をいう。

（１０）「指示」とは、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

（１１）「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

（１２）「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

（１３）「報告」とは、受注者が監督職員に対し業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

（１４）「提出」とは、受注者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

（１５）「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月目を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

（１６）「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第４条　基本的処理方針

受注者は、本業務を実施する場合において、確実に実施できる執行体制を整え、本委託の仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

第５条　再委託

次の各号に掲げる「主たる部分」は、受注者は再委託することはできない。

１．主たる部分

（１）本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断

（２）設計の中核となる図面等の作成

（３）打合せ等

２．受注者は、コピー、印刷、製本、資料の収集及び単純な集計、トレースなどの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

第６条　提出書類

１．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に別途定める関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

２．受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

３．受注者は、契約時又は完了時において、請負金額１００万円以上の業務について、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完了時は完了後１０日以内に、調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により提出するとともに、(一財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第７条　打合せ等

１．業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

２．管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

３．監督職員の指示に応じて、受注者は関係機関等との協議に同行するものとする。

第８条　業務計画書

１．受注者は、契約締結後１５日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

２．業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（１）業務概要	（２）実施方針
（３）業務工程	（４）業務組織計画
（５）打合せ計画	（６）成果品の内容、部数
（７）使用する主な図書及び基準	（８）連絡体制（緊急時含む）
（９）照査計画	（１０）技術提案事項
（１１）設計上の留意点	（１２）その他（特記事項）

３．受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

４．監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第９条　現地踏査

１．受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

２．受注者は、現地踏査を実施した後に、現地の状況を示す写真と共にその結果を「現地踏査報告書」としてとりまとめるものとする。

３．設計着手段階に現地踏査を十分に行うことは無論のこと、設計対象地が現に工事中である場合は設計過程においても適宜、現地踏査を行うものとし、設計図面をとりまとめる段階で現況に関する情報に相違が生じないようにすること。

第１０条　関係官公庁への手続き等

１．受注者は、発注者が行う関係官公庁等への手続きに協力しなければならない。また受注者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

２．受注者が、関係官公庁等から指導、指示を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第１１条　月間報告書

受注者は、次の各号に掲げる事項を記入した月間報告書を作成し、監督職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

（１）実施した業務の内容と課題

（２）工程表による各工種の進捗

（３）その他必要事項

第１２条　成果品

受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

１．成果品作成には以下を考慮する。

（１）表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。

（２）目次及び頁を付す。

２．本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。

３．提出する成果品は、次の各号に定める成果品とする。

（１）成果報告書

（２）設計計算書、数量計算書、設計図等

（３）打合せ記録簿

（４）照査報告書

（５）本業務に使用したすべての資料

（６）その他、監督職員が指示したもの

（７）各種電子データ

（８）成果品の規格・部数は以下のとおりとする。

名　称	規　格	数量	電　子 データ
各種報告書 各種計算書 照査報告書 打合せ記録簿 協議関係資料等	Ａ４版白焼付製本（両面焼き） （上製黒表紙金文字箔押ビス止め製本）	２部	２部
設計図、仮設図	Ａ３版白焼付背貼製本	２部	２部

※図面はＣＡＤ製図基準（案）国土交通省により作成したものとする。

４．電子計算機を使用する場合は、下記のものを計算書に添付するものとする。なお、監督職員から指示された場合は、プログラムの概要説明書、またはプログラム使用説明書を提出するものとする。

（１）インプットデータをそのままアウトプリントしたものに略図、添え書き等説明を加えたもの。

（２）計算結果に略図、添え書き等説明を加えたもの。

５．図面の作成にあたっては、図表等の配置及び各図相互の関連についてわかりやすく表記するものとする。また、施工時の注意事項を表記するものとする。

６．管理技術者、照査技術者並びに各担当技術者は、設計計算書、数量計算書の表紙の原図、及び設計図各葉に氏名を明示するものとする。

７．検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

８．本業務は、電子納品の対象業務とする。なお、詳細については「大阪府都市整備部電子納品要領(案)－大阪府都市整備部－」参照のこと。

第１３条　引渡し前における成果品の使用

受注者は、成果品の引渡し前においても、監督職員が成果品の全部又は一部の使用を求めたときは、これに応ずるものとする。

第１４条　検査

１．受注者は、検査担当職員が本業務の完了検査を行うときは、管理技術者及び担当技術者を立ち会わせるものとする。

２．受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査担当職員の指示に速やかに従うものとする。

３．業務の検査等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第１５条　関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条件等を遵守しなければならない。

第１６条　守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第１７条　疑義

１．受注者は、設計図書に記載された事項の解釈について疑義が生じた場合は、監督職員と早期に協議し、その指示に従わなければならない。

２．本仕様書、その他明記のない細部について疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

第１８条　手直し

受注者は、委託業務の完了後においても受託者の責に帰す成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講ずるものとする。また関係官公庁への諸手続を行った後に手直し等の指示があった時も同様とする。

第１９条　一般留意事項

１．管理技術者は、業務の適正な履行を確保するため、担当技術者が行う業務に係わる次の諸事項が適切に行われるように、担当技術者を指揮監督しなければならない。

（１）監督に関する業務の実施に当たって、協力者など又は外部から通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。

（２）監督に関する業務の実施に当たって、協力者など又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。

（３）監督に関する業務の実施に当たって、業務の契約書等の内容を十分理解し、業務の進捗状況についても精通しておくこと。

（４）業務の実施に当たっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。

２．担当技術者は、管理技術者のもとに監督職員から示された業務を適正に実施するものとし、監督職員と管理技術者の協議によるものは除き、担当技術者の独断により協力者などに対する指示、承諾を行ってはならない。

３．本業務委託は別途発注する下記（１）～（３）の業務委託と密接な関係にあり、一体設計の必要が生じるため、別途発注業務受注者と連携を図り、相互に情報共有等を図り、打合せを行う事とする。

（１）特殊街路整備に伴う道路復旧詳細設計業務委託

（２）特殊街路整備に伴う河川復旧詳細設計業務委託

（３）特殊街路整備に伴う水道復旧詳細設計業務委託

第２章　設計業務等

第１条　業務目的

北大阪急行線延伸区間において、箕面市が整備主体となる特殊街路整備における下水道の本復旧するための詳細設計を行うものとする。

第２条　業務計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、第１章第８条第２項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、監督職員の指示により各作業順序を指定する場合がある。

第３条　業務内容

本業務は、北大阪急行線延伸区間において、箕面市が整備主体となる特殊街路整備における本復旧について、詳細設計を行うものとする。

１．設計作業の基本

設計作業は、次によるものとする。

（１）関係資料を参考に設計条件、各種の選定理由（構造性、施工性、経済性、機能性、環境条件）を把握したうえで、各種条件、コントロールポイント等を整理し設計を行うものとする。

（２）設計においては、経済性にも配慮を行い最適な構造形式を選定し設計を行うものとする。

（３）設計にあたっては、目的をよく理解し設計すること。また、監督職員と緊密な連絡を保ち必要に応じて打合せを行うものとする。

（４）設計は、事前に設計条件、設計方法等について監督職員の承諾を得たのち行うものとする。

（５）設計の照査は、第１章第３条（５）によるものとする。

（６）設計計算及び数量計算の検算は当該計算を実施した者以外の者が行うこと。また図面も同様とする。

（７）基本構造検討及び設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制と再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

（８）修正設計等を適用する構造物においては、構造上問題がないか確認し、設計の適用を判断するものとする。

（９）設計は設計要領書に定める設計基準類及び貸与図書に基づき実施すること。

（１０）貸与図書を熟読確認し、設計に着手するものとする。

（１１）管理者協議等に必要となる協議資料、図面等を協議の進行に伴い作成するものとする。

（１２）業務の遂行にあたっての打合せ協議は、打合せ計画に示す主要な区切りとする。

また、業務を円滑に進めるために協議が必要であれば、その都度、監督職員と連絡を取り、打合せ協議を行うものとする。

また、必要に応じて各施設管理者及び鉄道事業者との協議に同行し、業務を遂行するものとする。

第４条　下水道部復旧設計業務

１．下水管渠設計一般

（１）業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、設計書等に示す委託対象地域の下水道管渠工事を実施するために必要な設計図、計画書等の作成を行うことを目的とする。

（２）許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

（３）資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱・架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

（４）現地踏査

設計書等に示された設計対象区域について踏査し、地勢・土地利用・排水区界・道路状況・水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

（５）地下埋設物調査

設計書等に示された設計対象区域について、水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物の種類、位置、形状・深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

（６）公私道調査

道路・水路などについて、公図ならびに土地台帳により調査確認しなければならない。

（７）現場環境調査

交通状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件等を確認しなければならない。

（８）在来管調査

在来管調査は、（５）地下埋設物調査で行う範囲を越える管路、マンホール及び、ますの老朽度・堆積物の状況・破損の状態・構造・底高等現地作業を伴うものをいう。

（９）事業計画図書の確認

受注者は、前項目の調査と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

２．設計一般

（１）設計基準等

設計業務に当たっては、設計を行う上でその基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

（２）設計細則

受注者は「土木設計業務等共通仕様書」（大阪府・最新版）に基づいて設計を行わなければならない。

（３）設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

（４）参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

（５）事業計画

箕面萱野駅付近の雨水管渠№66.φ1650（萱野北部第 47 排水区 32.625ha）に№66-14φ800（萱野北部第 47-1 排水区 2.380ha）を合流させる場合に必要な管渠の設計及び事業計画変更を行う。管理者協議に必要となる協議資料、図面等を協議の進行に伴い作成する。

３．基本検討

（１）設計計画

道路計画に伴い計画道路内の新設ルート、既設汚水管渠の切替え、および接続先の検討等、総合的に排水系統を見直して設計方針を確定する。

（２）流量断面計算

管渠の断面・勾配の決定

（３）概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進および圧送区間）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

（４）設計図作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には本市監督職員の承認を受けなければならない。

①位置図

位置図（S=1/10,000～1/30,000）は地形図に施工箇所を記入する。

②区画割施設平面図

区画割施設平面図(S=1/2,500)は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて、道路計画に伴って見直した系統の区画割を行う。

③縦断面図

縦断面図（S=縦 1/100、横 1/2,500）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて記入する。

④流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入記号を記入する。

⑤概略構造図

概略構造図（S=1/50～1/100)は、次の要領で作成する。

本市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室および吐口、伏越室等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

４．実施設計（詳細設計）

（１）現地作業

マンホールの位置、ますの位置の選点、測距、高さの測定、横断の測定等を行わなければならない。

（２）設計計画

本業務では、基本検討による設計方針と、現地踏査・現地調査結果より、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、本市監督職員と十分打合せの上、計画しなければならない。

（３）各種計算

管渠、管基礎、構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、本市監督職員と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

（４）耐震設計

管路資料、地盤資料等のデータに基づき、管路施設等の耐震設計を行わなければならない。耐震設計は、下記の内容により行わなければならない。

①条件設定

耐震基盤面、地震動レベル、設計土質定数等の地盤条件の設定および管渠・マンホールの構造・耐震補強構造の設定に当っては、本市監督職員と十分打合せの上、 設計条件を確認して行わなければならない。

②耐震計算

耐震補強に対する必要な耐震計算項目は、対策工法の設計要領書等に基づいて下記の内容により整理し、原則として応答変位法により耐震計算を行わなければならない。

(A) レベル１の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部および管渠と管渠の継手部の計算(地震動による屈曲角・抜出し量)、マンホール本体の計算。

(B) レベル１およびレベル２の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部および管渠と管渠の継手部の計算(地震動による屈曲角-抜出し量および地盤の永久ひずみによる抜出し量)、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量(沈下に伴う屈曲角・抜出し量等)、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

（５）設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には本市監督職員の承認を受けなければならない。

①位置図

位置図 (S=1/10,000～1/30,000) は地形図に施工箇所を記入する。

②系統図

系統図(S=1/2,500)は、地形図に設計区間を記入する。

③平面図

平面図(S=1/500)は、測量による平面図および道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホールおよび立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離および管渠の名称等を記入する。

④詳細平面図

詳細平面図(S=1/50～1/100)は主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所および河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、本市監督職員が指示する場合に平面図および横断面図を作成する。

⑤縦断面図

縦断面図(S=縦 1/100、横 1/500)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別および河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入および交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等および管渠の名称等を記入する。

⑥横断面図

横断面図(S=1/50～1/100)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高および必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等および管渠の名称または横断位置の名称等を記入する。

⑦構造図

構造図(S=1/10～1/100)は、次の要領で記入する。

本市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強に係る特殊な形状の管渠、マンホールおよびます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されている構造図を作成する。

なお、構造図を複数の対象施設に対して標準図形式で整理できるものは、本市監督職員との協議の上で標準図としてまとめることができる。

⑧仮設図

仮設図(S=1/10～1/100)は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高および使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

（６）数量計算

土工、管、管基礎、覆工等および構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

（７）報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、理設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

５．照査

（１）照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

（２）照査事項

受注者は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

①基本条件の確認内容について

②比較検討の方法およびその内容について

③設計計画(設計方針および設計手法)の妥当性について

④計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。)について

⑤計算書と設計図の整合性について

６．提出図書

（１）提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

（２）実施設計関係提出図書（詳細診断）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
①位置図	1/10,000～1/30,000	白焼き２部
②系統図	1/2,500	〃
③施設平面図	1/300～1/500	〃
④詳細平面図	1/50～1/300	〃
⑤縦断面図	縦 1/100、横 1/500	〃
⑥横断面図	1/100	〃
⑦構造図	1/50～1/100	〃
⑧仮設図	1/10～1/100	〃
⑨水理計算書		Ａ４・２部
⑩構造計算書（耐震設計計算書を含む）		〃
⑪数量計算書		〃
⑫報告書		〃
⑬特記仕様書		〃
⑭打合せ議事録		〃
⑮その他の資料		原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料およびその他申請等に関する資料

なお、各種図面および各種計算書、数量計算書、報告書等については電子データも提出すること。

７．参考図書

（１）参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書（各種対策工法の設計要領書等）を使用する場合は、本市監督職員の承諾を得るものとする。

［１］本市の下水道構造標準図
［２］本市の下水道設計基準・耐震設計基準
［３］本市の道路理設標準定規
［４］下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
［５］下水道維持管理指針（日本下水道協会）
［６］小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
［７］下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
［８］下水道施設の耐震対策マニュアル（日本下水道協会）
［９］下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
[10] 下水道施設耐震計算例―管路施設編（日本下水道協会）
[11] 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
[12] 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
[13] 水理公式集（土木学会）
[14] コンクリート標準示方書（土木学会）
[15] 土木工学ハンドブック（土木学会）
[16] トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
[17] トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
[18] トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
[19] 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
[20] 道路技術基準通達集（国土交通省）
[21] 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
[22] 道路土工―仮設構造物工指針（日本道路協会）
[23] 道路土工―擁壁工指針（日本道路協会）
[24] 道路土工―カルバート工指針（日本道路協会）
[25] 共同溝設計指針（日本道路協会）
[26] 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
[27] 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
[28] 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
[29] 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）